

令和5年第10回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年12月13日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	今野武俊君	建設課長	高橋博和君
会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	佐々木龍悦君	教育長	栗林守君
教育推進監	青谷千里君	教育推進課長	佐々木寿人君
生涯学習課長	大澤修君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（森元淑雄君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、5名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇深澤 均君

○議長（森元淑雄君） 初めに、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） おはようございます。

通告に従って質問をさせていただきます。

まず、初めに、今年の猛暑と今後の対策についてお伺いをいたします。

今年の夏を振り返ってみますと、私の予想をはるかに超えるこれまでの人生で一番の暑さでありました。長期間にわたっての猛暑は、人間のみならず動物や作物に大きな影響や被害が見受けられました。これまで美郷町は北国、雪国ということで、寒さ対策を重点に施策を行ってきたように思います。しかし、今年の猛暑を経験したことで、暑さ対策の充実も必要と考え、質問をいたします。

1つ、まずは、今年の熱中症警戒アラート発表回数について、例年との比較はどうだったのか伺いたいと思います。

また、暑さによる健康被害、農業被害など把握している範囲でお聞かせください。

その上で、今後の対策などありましたら伺いたいと思います。

2として、令和6年春より全面施行される改正気候変動適応法のその内容の1つは、熱中症警戒アラートの発表期間中における暑熱から避難するための公共施設などを町が指定し、開放する取組と私は理解しています。今年のように、逃げ場のない猛暑の中、気兼ねなく休息できる場が開放されることは、町民の暮らしの安全安心につながる施策と考えます。

そこで、令和6年の夏に向けた町の取組について、現時点での概要を伺いたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、熱中症警戒アラートの発表回数ですが、全国の例ですが、昨年889回に対し、今年、1,232回となっております。秋田県では、昨年、ゼロ回に対し、今年、17回の発表でした。

町内における健康被害についてですが、大曲仙北広域市町村圏組合消防本部によりますと、熱中症と疑われる症状での救急搬送が、町内で18件あり、また、報道等によりますと、町内在住者が熱中症と疑われる症状でお一人お亡くなりになっております。そのほか、町民から町への相談や連絡等はなく、それ以上の状況は分かりません。

農業被害についてですが、県の情報によりますと、大曲仙北管内の一等米比率は、10月末時点で14%と、例年より大幅に低下しております。また、12月12日に公表された東北農政局の情報によりますと、県南地区の米の収量は10アール当たり571キログラムで、町の基準反収に比べて3%ほどの減収見込みとなっております。また、その他の作物についても、具体数値は把握しておりませんが、高温による品質低下、あるいは収量低下が見られたとの情報をいただいております。

健康被害と農業被害、それぞれの現状を踏まえての対策についてですが、健康に対する対策については、熱中症が死に至る可能性のある危険な病気であることを踏まえ、日常生活で「暑さを避ける」、「小まめに水分を補給する」などの対応が重要であることは変わらないため、引き続き、町広報等を通じた注意喚起やホームページへの情報掲載、防災行政無線による注意喚起に努めるとともに、冷房施設のない公共施設には、熱中症指数計を設置し、利用者への注意喚起に努めてまいります。

農業被害への対策ですが、水稻については、水管理やカメムシ類の防除徹底、大豆については、畝間灌水等の実施など、基本技術の徹底が効果的とのことですので、県や農業団体など栽培指導機関の情報提供や現地指導等を踏まえ、適切な栽培管理について意識啓発してまいりたいと考えてお

ります。

併せて、気温の高い時間帯を外して作業を行うことや、適切な休憩、小まめな水分補給、帽子の着用など熱中症対策についても注意喚起してまいります。

次に、クーリングシェルターについてですが、令和6年春に施行される気候変動適応法の改正により、市町村長は極端な高温時に暑さを避けるための指定暑熱避難施設を指定することができる旨、規定されました。町では、来年度において一定の公共施設を指定する認識でおりますが、現時点で詳細が国から示されておらず、詳細情報を待ち、今後、具体化してまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） はい、今答弁の中で、健康被害がある程度18人、それで、それが起因とする死亡者が1人というそういう報告を聞きました。大変残念に思うわけですが、しかし町の行政無線で、今日は暑くなるよというような注意喚起が頻繁に行われたことも大変評価しているところでもあります。

それとまた今、農業被害についてでありますけれども、米のほうは品質低下が著しかったということで14%の比率ということでもありますけれども、先般、先週でしたか、大豆のほうの初めての検査が行われたようであります。大豆も米に劣らず非常に大きな被害が発生しているようであります。合格が、千畑地区においては検査した中では合格がなかったというような話も聞いております。

私たちが大豆を生産しているわけですが、半月ほどぐらい前ですか、農業試験場の大豆担当の方に電話をして聞いてみたんです。今年はどうしてこんなに大豆が品質が悪いのかということ聞いてみたんですけども、まだ調査中としながらも、まずは、1つは、水、水不足であるというような見解でありました。水不足によってさやが裂果していたということ。それから、高温によって、害虫の世代交代が、普通3世代なのが4世代ぐらいまでに広がって、防除適期がずれていた可能性があるというようなことも申されておりました。これは米だけでなく大豆もすごい被害が出ているということを認識していただきたいなという思いであります。

それから気候変動法の適用法のあれですけれども、まだ具体的には取り組んでいないというような町長の説明でありましたけれども、公共施設が指定されるのが、開放されるのが一番妥当な線かと思っておりますけれども、そうすると湧太郎がどうしても外されないというような、場所的にも、湧太郎が一番適しているのかなという思いでありますけれども、今、湧太郎が改修中でありまして、その

辺の適用法が反映されている改修になっているものなのか、そこら辺、まだはっきり分からない中での答弁となると思いますけれども、分かる範囲内でそこら辺のところをちょっとご答弁いただければなと思いますけれども。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

健康被害と農業被害に対するご解説については、情報として受け止めたいと思います。

クーリングシェルターについては、先ほど答弁で申し上げましたとおり、詳細が分かりませんと軽々に発言できませんので、詳細を待っての判断にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり） それでは、次の質問に移ってください。

○7番（深澤 均君） 暑さに備えた災害対策についてであります。

夏場の災害として台風や豪雨災害が想定されるわけですが、近年、災害が少ないとされてきた秋田県内でも多発している状況にあります。

そこで、町指定避難所や災害備蓄品などについて、暑さに対応されているものか、見解を伺いたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町では台風や大雨などで災害が発生するおそれがある場合、一次指定避難所に指定している北ふれあい館、中央ふれあい館、南ふれあい館に避難所を開設し、避難者を受け入れてきております。

その施設においては、北ふれあい館の体育館施設を除き、全ての部屋に冷房設備が設置されるとともに、いずれの施設にも非常用電源を設置していることから、停電時でも冷房施設を使用できる環境となっており、暑さに対する対応は問題ありません。

また、暑さ対応の避難所用品としては、大型扇風機6台、送風機18台を保有しており、すぐに使用できるよう3つの施設に分散配置をしているところです。

また、災害規模が大きく、避難者が一次指定避難所の能力を超える場合、体育館等の利用となるわけですが、その場合、県との災害時の協定に基づき、町は冷房機材の調達を県に要請できる体制を整えているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり） それでは、次の質問に移っ

てください。

○7番（深澤 均君） 熊被害と今後の対策についてお尋ねをいたします。

今年是全国的に熊による人身被害が激発しています。幸いにも美郷町内では人身被害がなく、一安心しているところですが、しかし、山沿いの集落では、熊による農作物被害が多発していて、特にリンゴなどの果樹に甚大な被害が発生しています。そのような中、国の交付金を活用して電気柵を一部区画で設置したところ、非常に効果があったということで、次年度に向け普及拡大の準備を進めているようであります。この電気柵はリンゴを食害から守ると同時に、農家自身の安全、そして熊との共存への救世主であると私は感じているところでもあります。

また、熊以外の動物によるものと思われる被害も多く、中には野菜畑の作付を諦めたという落胆の声を聞きます。今後も山の餌であるブナやドングリなどは数年に一度の不作を繰り返すことや、高齢化や過疎化が進む現状では、熊などの有害鳥獣による被害の増加が懸念されます。このような事案にどのように対応をお考えか、見解を伺いたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年熊の出没が多く、町に寄せられた熊の目撃情報は104件と過去最多になっているほか、熊による農作物被害も22件発生しております。うち17件は、桃やリンゴ等果樹の食害、樹体損傷及び枝の折損などで、被害総額は61万円となっております。

熊を含む鳥獣の食害防止については、令和4年度に鳥獣被害防止の電気柵導入について要望調査を行い、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の事業要件を満たした団体に、町鳥獣被害対策協議会を通じて電気柵1,220メートルを貸与しているところです。議員ご説明のように、電気柵設置の圃場では、設置後の食害は発生していないとのことです。

また、県の豊かな里山林整備事業費補助金を活用して、見通しをよくすることで、熊を人里に寄せつけない環境とする緩衝帯等整備事業を金沢東根地区仏沢地内において実施し、今年度は2.5ヘクタールで緩衝帯を整備しております。

今後の対応につきましてですが、今年度の設置で効果が見えましたが国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した電気柵については、新たな要望調査に基づき、来年度2,380メートルを設置したい旨で、国に要望しているところです。

なお、国の交付要件に該当しない場合の電気柵等の設置については、今後、町独自の新たな支援策を検討してまいりたいと考えております。

また、県の豊かな里山林整備事業費補助金を活用した緩衝帯整備事業につきましても、次年度計画に基づき、来年度は5.4ヘクタールを実施する予定としております。

このほか、熊出没時の防災行政無線や防災メールによる速やかな注意喚起、捕獲おり設置による適切な駆除を引き続き行っていくほか、有害捕獲活動に従事する鳥獣被害対策実施隊員の確保についても引き続き取り組み、幅広く有害鳥獣被害の防止に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 今の答弁で町長からは、電気柵にもっと力を入れていくというような話がございましたけれども、私も電気柵がこれほど効果があるとは実際知りませんでした。この前、横手の方とのちょっと話でありましたけれども、水田等、山際のところにあまり被害が多くて電気柵を設置したら、やっぱりそこでもすごく効果が見られたということでありました。営農を生業としている方は、そういうのに関心を持っているわけですが、片や自家の畑とかの方だと、どうしてもその情報が入らないというようなこともあるかと思えます。そういう方々に向けて講習なり何なり広報等をするべき、周知を図るべきというふうに思っていますが、その辺のところはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

国の交付金事業につきましては要件がございますので、自家野菜生産農家は対象とならないことは議員もご理解のことと思えます。そのため来年度、答弁で申し上げましたが、町独自の支援策を検討したいということで、その制度が予算審議し、議決いただいた後には広報等を通じ住民の方々にお知らせしてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）それでは、次の質問に移ってください。

○7番（深澤 均君） 学校や園の安全確保についてであります。

今年は、子供たちが通う千畑なかよし園や千畑小学校付近に熊が出没するケースが実際にありました。どちらも広い敷地を有していて、教職員が四六時中見張ることは現実的に困難と思われまます。今後、同様な事案から、子供たちや教職員の安全を確保するため、侵入防止フェンスなどの必要性を感じますが見解を伺いたいと思えます。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

○教育長（栗林 守君） ただいまのご質問にお答えします。

町内の小中学校やこども園の熊に係る安全確保の対応といたしまして、朝夕に、園や学校の職員が敷地内の安全確認を行い、登園や登校が完了した後は、玄関等の扉を閉めるよう努めております。さらに子供たちが滞在する時間帯では、建物の周辺を巡回し、注意を払うとともに、万が一熊等の侵入物を発見した際は、速やかに施設内に避難させ、安全を確保することとしております。

また、防犯カメラも設置しており、熊だけではなく不審者等の侵入にも十分注意しているところでもあります。

ただ、熊の出没については、登下校時など、園・学校外にいる時間帯が多く、子供たちに危害が及ぶ可能性もあるため、熊の目撃情報が多くなった10月からは、小学校においてスクールバス利用者の健康増進を目的として実施していた校舎の数百メートル手前で下車し、そこから歩いて登校する「てくところ運動」を中止し、学校発着としたほか、バスの乗降所までの送迎を保護者に依頼したところでした。集団登校についても、保護者に車等での送迎をお願いいたしました。

さらに、学校やこども園以外の場所での遭遇に備え、職員全員及び全児童生徒のご家庭に対し、町の防災メールへの登録を促すとともに、その目撃情報を基に学校・園で児童・生徒の安全確保の対応を検討し、保護者宛て一斉メールにて、迅速な周知を図っております。

これらの対応により、10月、千畑なかよし園の敷地内に熊が出没した際にも、登園を控えるような迅速な対応ができ、人的被害を出さずに済みました。

学校や園でのフェンスの設置状況ではありますが、3園ともに不審者等の侵入防止や不用意に園児が園外に出ないように1.3メートルから1.5メートルのフェンスや垣根などにより敷地を囲っておりますが、小・中学校では設置していないところでした。

フェンスの有効性については、県自然保護課や大森山動物園のほか、「くまくま園」を運営する北秋田市に問い合わせたところ、熊は木登りが得意な動物で、幾らフェンスに高さがあっても手でつかむことができれば、どこまでも登れる能力があるということです。大森山動物園では、3メートルほどの高さのおりで、天井も覆っているということですが、天井まで登ってぶら下がっていることもよくあるとのことでした。

このようなことから、熊の侵入を防ぐためにフェンスの設置では十分な効果は得られないものと考えます。また、電気柵の設置については、園児や児童・生徒が触れてけがをしてしまう可能性を考えると、現実的ではなく、これまで行ってきた対応や対策をしっかりと継続することとし、侵入防止フェンスの設置については、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 今、教育長の答弁ではフェンスをやっても熊は乗り越えてくるんだというようなお話でありました。そういう場合もあろうかと思えますけれども、実際、千畑なかよし園の場合ですと、南側は農地であります。農地のところにはフェンスは道路側にはありますけれども、農地側にはフェンスがない。市街地の園を見ますと、ほとんど360度、もうフェンスで囲われている、町なかにある幼稚園なんかはそうになっています。そうになっている。みんな確認したわけではないですけれども、不審者対応というようなことで、多分360度、こうぐるっと囲っているのだなというふうに思います。それからすると、やはり今年、実際熊が園に出たときも、多分農地に稲が残っていたような時期でもありました。突然その中から出てくるというようなことも想定されるわけですので、やはり私は、安全対策としては、市街地並みのぐるっとこうフェンスで囲って出入りを極端に少なくするというような安全確保が必要ではないかと思えますが、今後、検討していただければというふうに思います。答弁は必要ないです。

これで私の質問を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、7番深澤 均君の一般質問を終わります。

◇熊 谷 良 夫 君

○議長（森元淑雄君） 次に、12番、熊谷良夫君の一般質問を許可いたします。熊谷良夫君、登壇願います。

（12番 熊谷良夫君 登壇）

○12番（熊谷良夫君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

令和7年から一般作付が始まる「あきたこまちR」について、他に先駆けて販売を拡大していくためにも県民が一体となって推し進めていくべきだという考えで質問をいたします。

生産者にはもう既に周知されていると思いますが、秋田県内の消費者には何の情報も入っていないというのが現状ではないでしょうか。12月4日の秋田魁新報の記事を見て初めて知った方も多くいると思います。しかしこれにもアンケート調査の結果とその分析しか載っていませんでした。あきたこまちRが何なのかの解説がありませんでした。

10月に、秋田魁新報からアンケート調査票が議会に届きました。その直後、県から美郷町議会に送られてきた資料には、薄っぺらなA4の用紙1枚であり、それも消費者向けのものでは

なく生産者に配布されたものをコピーしたものでありました。

改めてネットで見ましたら、多くの情報が発信されていました。しかし内容を整理し、理解することはなかなか容易ではありませんでした。これで情報発信は十分だとするならば、県のやり方には違和感を覚えます。秋田県民に正しい情報を分かりやすく行き渡らせるためには、いろいろな方法で発信すべきではないかと思いました。

さきの「サキホコレ」の周知方法は、首都圏での先行販売に併せ県外に大々的に宣伝されましたが、東京の友達においしいですかと聞かれても、見たことも食べたこともないと答えるしかできませんでした。

自分たちが試してみても、食べてみて、自分たちのよいと思うものを他人に勧める、これが商売、売り込みの基本ではないかと思っています。

一例を挙げますと、先月の14日に、社会民主党の党首が、参議院議員会館内で「放射線育苗種あきたこまちR、何が問題なのか」をテーマに討論会を開催しました。これに秋田県議会議員も出席して講演をしています。秋田県民が知らないままに事が進めば、偏った情報が先行し、拡散し、東日本大震災のときのような風評被害になってしまうおそれがあります。

あきたこまちRとは何か、あきたこまちRに切替える理由は何か、あきたこまちRの食味はどうなるのか、放射線育種による米ではなく、交配育種による米であるなど、具体的な説明が必要と思います。

12月4日に、秋田魁新報の記事の秋田県立大学の長濱健一郎教授の話によれば「カドミウムの国際基準引下げの可能性やヒ素の問題を踏まえ、いち早く低吸収品種の研究・導入を進めた政策の狙いはよかった」と評価をしています。

町としても積極的に進めるべきだと思います。何の手も打たず、このままでいけば、美郷ブランド米にも影響を与えかねないのではないかと思います。

以上のことについて町長の見解をお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

あきたこまちRですが、既にご承知のように、カドミウム吸収性が極めて低い「コシヒカリ環1号」を「あきたこまち」に交配し、その後、選抜を繰り返しながら、あきたこまちを7回戻し交配してきた品種で、カドミウム低吸収性を持つ以外は、出穂期、成熟期、収量、品質、食味等の特性において、あきたこまちと同等となっており、また、カドミウムとヒ素の同時低減を可能とし、国

際基準を見据えた米生産を目指すため、令和7年度に、あきたこまちからあきたこまちRに切替える旨で各般の作業が進められているところです。

県では、生産者や実需者、消費者の不安を払拭し、円滑な切替えを図るため、関係機関、農業団体による推進本部を設置し、科学的な知見に基づいた正しい情報や切替えの必要性等を周知しており、生産者に対しては、農業団体とともに導入の背景や、栽培特性に関するリーフレットを配布して説明するなど、理解を深めていただくよう努めているようです。

また消費者に対しては、ウェブサイト等で、安全で安心な米を生産していく強い思いや正しい情報を積極的に発信するとともに、相談にも応じるなど理解醸成に取り組んでいるようです。

町の対応についてですが、県等の取組を踏まえ、安全な米供給、輸出の拡大、農家の負担軽減の観点から、これまで町のホームページで県の情報掲載先を紹介したほか、美郷フェスタでのリーフレットによる情報発信、県農業共済組合を通じた町内米生産者へのリーフレット配布などを推進してきているところです。

また、圏域では、県仙北地域振興局やJA秋田おぼこ、そして大仙市、仙北市、美郷町も参画したサポートチームが組織され、生産現場の不安や疑問の解消に努めるなど、円滑に進むよう取り組んでいるところですので、現在のこうした取組にもご認識をいただければと存じます。

町としては、議員ご質問のあきたこまちRへの切替え理由などを含む各般の情報発信について、消費者を含む多くの方々に十二分に行うよう県等に対して要請していくとともに、引き続き県から配布されたリーフレット等を活用し、町民の理解促進に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）熊谷良夫君の再質問を許可いたします。

○12番（熊谷良夫君） 町長の答弁の中にもありましたけども、確認の意味で再質問をいたします。

一番大切なのは、放射線育種ではなく交配育種であるということだと思います。安全だけでも安心できないという感情論で反対する人もいますが、そこは分かりやすく説明して、納得のいただけるようにしていかなければ、このことは進んでいかないのではないかと思いますので、改めて町長の答弁をお願いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、戻し交配をしていますので交配育種であることは変わりありません。

ん。ご認識の点について、私も同様と考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「どうもありがとうございました」の声あり）

これで、12番、熊谷良夫君の一般質問を終わります。

◇高橋邦武君

○議長（森元淑雄君） 次に、6番、高橋邦武君の一般質問を許可いたします。高橋邦武君、登壇願います。

（6番 高橋邦武君 登壇）

○6番（高橋邦武君） 通告に基づき、子ども・子育ての支援強化について、一般質問いたします。

今年の4月に、子供のための政策をまとめる行の行政機関として、こども家庭庁が発足しました。

これまで、子供に関する政策の組織・権限が分かれていたことで生じていた様々な弊害を解消・是正する目的で設置されました。

また、子供に関する取組や政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に専門的に取り組むための機関であります。

設置の背景には、社会の様々な課題がありますが、少子化は予想より10年以上早いペースで進んでいるほか、児童虐待や育児放棄の増加とともに、貧困問題の加速化が挙げられます。

こども家庭庁は、母子保健法に基づく妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける「子育て世帯包括支援センター」と、児童福祉法に基づく虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する「こども家庭総合支援拠点」を一本化し、子育て世代を包括的に支援するこども家庭センターを来年4月から市町村に設置することを求めています。

現在の2つの機関で情報が十分に共有されず、支援の届かない事例が指摘されていたことから、国は、組織を統合して体制を強化することにしました。

こども家庭センターでは、家族の介護・世話を日常的に担う「ヤングケアラー」、虐待、貧困など、問題を抱える家庭に対する支援提供計画、サポートプランの作成や関係機関との連絡調整を行うこととなります。

昨年6月定例会の私の一般質問で、子育て世代包括支援センターと、こども家庭総合支援拠点が福祉保健課内にあり、互いに連携調整を図っている旨の答弁がありましたが、社会経済情勢の変化を受けて、相談支援機能を強化する必要があると思いますので、民間資源、地域資源と一体となっ

た支援体制をどのように再構築するのかお伺いいたします。

次に、子ども・子育て支援拠点施設は、第3次美郷町総合計画に基づき、今年7月にその整備基本構想を策定し、令和8年5月以降のオープンを目標にしています。

子育て世代へのアンケートを実施したところ、町内に子供が安心して遊ぶことができる屋内施設を設置してほしいとの要望が多かったことによるものと理解しています。

この施設新築工事は、去る10月に基本設計業務の委託者と契約し、来年3月に基本設計業務が完了する予定になっています。

整備基本構想では、旧六郷公民館跡地に木造平屋建て約800平方メートルの施設を建設し、隣接している町の他施設との連携を図り、子育て相談も行うことにしています。

しかし、整備基本構想が公表されていないこともあり、町民の認知度が低い状況にありますので、事業費とその財源、仮称としている「おやこふらっとプラザ」の名称を含め、今後、町民への周知や町民からの意見聴取をどのように進めていくのかお伺いいたします。

最後に、子育て家庭を経済的に支援するため、県と共同で「すこやか子育て支援事業」を実施し、認定こども園、幼稚園、保育所などの利用料を助成しています。

秋田県は、新たに生まれた第2子以降の保育料の全額助成制度を導入するなど、全国で最も手厚い内容で保育料の助成を行っていますが、助成の実施内容については市町村により対応が異なります。

当町では、ゼロ歳から2歳児までのクラスで利用料階層による一部助成を行っていますが、県内6市町村では全額助成、すなわち保育料の完全無償化を実施しています。

また、大仙市では、去る9月にこども家庭庁の「こどもまんなか応援サポーター」に就任し、同庁による国民運動「こどもまんなかアクション」の担い手となることを宣言した上で、保育料無償制度の対象年齢を拡大し、令和6年度をめどに全ての子供の保育料を無償化する方針が示されました。

現在、大仙市は2歳以上が全て無償で、ゼロ歳、1歳児は、一部無償であり、町民からは、大仙市と同じにしてほしいとの要望がありますので、町の保育料の助成制度を見直し、子育て家庭への経済的な負担を軽減できないかお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、こども家庭センターの設置についてですが、議員ご指摘のとおり、令和4年6月に成立

した改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点を統合し、令和6年4月からこども家庭センターを設置することが努力義務とされました。

本町においては、国の方針に従い、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、組織を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、そして子供に、一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を令和6年4月に設置する予定であります。

また、民間・地域と一体となった支援体制についてですが、これまでも、障害児相談支援事業所との情報交換を毎月実施するとともに、医療機関及び子ども・子育てのサポートを行っている団体等とも情報交換等を行ってきておりますが、改めてこのたびの制度変化を踏まえ、広く情報収集と情報共有できますよう、情報交換の頻度向上に努めてまいりたいと存じます。

また公の機関との連携については、県の南児童相談所との連携及び教育委員会所管の学校、認定こども園、放課後児童クラブ等との情報共有に努めてきておりますが、今後、一人一人に寄り添ったサポートプランの作成や勧奨・措置を行いながら、子育て家庭をよりよい方向に向かうよう努めてまいりたいと存じます。

次に、子ども・子育て支援拠点施設の整備についてですが、現在、本施設の基本設計業務を株式会社青島裕之建築設計室に委託しておりますが、その業務には、町民代表という認識で子育て中の保護者や児童福祉関係者に委員になっていただいた「子育て施設設置検討委員会」の意見を反映してもらおうよう努めており、町民の意見を踏まえた進め方に留意しているところです。

また、美郷町子ども子育て支援拠点施設整備基本構想についてですが、基本構想を作成した令和5年7月31日から町ホームページで公表し、基本設計業者選定のプロポーザル終了後の10月9日まで公開しておりました。しかし、このたびのご質問趣旨を踏まえ、改めてホームページで公開することとし、町民の認知度向上に努めてまいりたいと存じます。

また、本事業の事業費と財源についてですが、現在、基本設計の作業中であり概要がまとまった段階で町議会にご説明するとともに、その後の予算審議などを通じ町民に広くお伝えしてまいりたいと考えております。

また、名称については、本施設の利用開始時期を見据え、しかるべき時期に公募を行い、名称を決定してまいりたいと考えております。

次に、保育料の無償化についてですが、認定こども園、幼稚園、保育園などの利用料につきましては、令和元年10月の子ども・子育て支援法の改正により、3歳から5歳児クラスの子供は全員、また、ゼロ歳から2歳児クラスの子供は、住民税非課税世帯を無償化としております。

住民税課税世帯のゼロ歳から2歳児の保育利用料につきましては、県のすこやか子育て支援事業

の助成割合を町単独で拡大し、利用料階層の第3階層から第5階層の世帯については2分の1、第6階層以上の世帯へは3分の1を助成しているところです。

町では、県内市町村の保育利用料に対する取組状況を踏まえつつ、少しでも少子化に歯止めをかけていくため、子育て支援施策について強化を図ることとし、今年8月より保育利用料の負担軽減に向けた検討を進めてきており、令和6年度から教育・保育施設を利用する全ての子供の保育利用料無償化及び施設を利用しない子供に対する保護者支援について、現在、実施する方向で検討を進めているところです。

詳細につきましては、来年度当初予算案でご審議いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋邦武君の再質問を許可いたします。

○6番（高橋邦武君） 子ども・子育て支援につきましては、少子化や人口減少といった密接な関係があると思いますけども、くしくもおとといですね、政府は次元の異なる少子化対策ということで、具体的政策や財源を盛り込んだ「こども未来戦略案」を公表いたしました。児童手当の拡充や3人以上の子供を育てる多子世帯の大学等高等教育機関の授業料等の無償化など、経済的支援が1兆7,000億円、こども誰でも通園制度による保育の充実や、貧困対策、障害児支援などで1兆30億円、共働き共育ての推進で6,000億円、計3兆6,000億円程度を必要としています。

一方、財源は公的医療保険に上乗せして徴収する支援金で1兆円を賄うほか、既定予算の活用で1兆5,000億円、社会保障の歳出削減で1兆1,000億円を捻出することにしております。異次元の制度改正ということでございますと、全て税金として幅広い層から負担を求めるべきではありますが、何よりも大切であるのは、子供を尊重して、みんなで育てるという社会全体の意識であると思います。

また、秋田県は子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和6年度中に、現在は15歳までとしている医療費助成の対象を18歳まで引上げ、親の所得制限を撤廃する方針を示しました。

東京都は、全ての高校の授業料を令和6年度から実質無償化する方針を示すなど、各自治体の子育て支援策を競うような事態が出現しております。

先月、美郷町議会議員研修会で秋田県のほうから説明がございましたけども、その資料によりますと、美郷町は、平成27年の人口を100とした場合、30年後の令和27年には、人口指数が50から60の間にありまして、大潟村を除き、町としては市と同格の人口減少割合となっております。町で

は、今月中に閣議決定されますことも未来戦略を踏まえまして、改めて少子化対策の施策検討を深めるということとしておりますけれども、可能なあらゆる施策を行いまして、子ども・子育てに手厚い町として評価されれば、将来にわたり持続できるのではないのでしょうか。町長には、子ども・子育て支援の充実強化に向けた基本的考え方についてご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

子育て支援については、様々な観点と論点があるものと存じます。町としては、国が示す異次元の子育て支援制度がどういう内容で、いつから実施なのかということ踏まえ、プラス県の制度、さらにその間を埋めるような形で町の施策をきめ細やかな意識で制度構築してまいりたいと考えておりますので、そうした取組を通じ、美郷町が、子育てしやすい町という認識が今以上に広がることを期待し、取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、6番、高橋邦武君の一般質問を終わります。

一般質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時50分）

（午前10時58分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 通告に基づき、一般質問いたします。

初めに、3歳未満児の保育料の無償化を求めて質問いたします。

先ほど、6番議員さんと同じ内容で答弁が出ておりますけれども、準備いたしましたので、質問させていただきます。

国の政策により、現在、3歳児以上の保育料は無料ですが、負担額の大きい3歳未満児は無料に

なっていません。町では、全階層に助成をして、国の基準よりも安い保育料にし、保護者負担の軽減を図っていることは喜ばれていますし、評価するものであります。子育て支援のさらなる拡充のため、3歳未満児の保育料も無償化すべきではないでしょうか。保育料の完全無償化となれば、子育て世帯が移住定住を考えたときにも大きな判断材料にもなると思います。

全国では、3歳以上の保育料無償化に伴い、3歳未満児の保育料も無償化する自治体が増えています。県内でも、にかほ市や小坂町、上小阿仁村、男鹿市など実施しており、大仙市は、昨年度、2歳児の保育料を無料にしており、来年度、さらに拡大するとのことでした。

物価高騰が町民の暮らしを直撃しています。子育て世帯の経済的負担を軽減し、子供を産み育てやすい環境づくりをさらに推進するため、3歳未満児の保育料を所得制限のない完全無償化にするよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

3歳未満の子供の保育利用料につきましては、令和5年4月1日現在、県内6市町村が完全無償化を実施しており、そのほか、10市町村が、1歳児や2歳児以降などを対象に一部無償化を行っている状況にあります。

町では、令和元年10月の子ども・子育て支援法の改正により、3歳から5歳児クラスの子供は全員、また、ゼロ歳から2歳児クラスの子供は住民税非課税世帯を無償化としているほか、住民税課税世帯のゼロ歳から2歳児の保育利用料につきましては、県のすこやか子育て支援事業の助成割合を町単独で拡大し、利用料階層の第3階層から第5階層については2分の1、第6階層以上の世帯へは3分の1を助成しているところです。

町としては、県内市町村の取組状況を踏まえつつ、子育て支援施策の強化を図ることで、少子化に少しでも歯止めをかけたいため、今年8月より、保育利用料の負担軽減に向けた検討を進めてきており、令和6年度から教育・保育施設を利用する全ての子供の保育利用料無償化及び施設を利用しない子供に対する保護者支援について、現在、実施する方向で検討を進めているところです。

子供の年齢や兄弟の人数、保護者の所得にかかわらず全ての子供の保育利用料を無償化することで経済的な不安をより小さくし、希望どおりの出産や子育てにつながるよう、そして出産子育てを応援する地域として広く認識されることで、移住定住に少しでもつながるよう努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） ひきこもり支援についてお伺いいたします。

厚生労働省がひきこもりの人や家族の支援に役立てるため、初のマニュアルを策定し、2024年度中の完成を目指すとしています。ひきこもり期間の長期化と高齢化が進み、「8050」問題が深刻になっている中、多様なニーズに対応できるよう自治体の相談窓口などでの活用を想定しています。内閣府が3月末に公表した調査によると、全国の15歳から64歳のうち、ひきこもり状態にある人は146万人と推計され、この年代の約50人に1人に当たります。ひきこもりのきっかけは様々で、新型コロナウイルス禍がきっかけになったという人や、職場の人間関係で傷ついたことなど様々です。

また、40歳から64歳では52%と、女性の割合が大きくなっています。

かつてはひきこもり状態のある人は、不登校の延長線上にあるものとして若年層に多いものとして捉えられていましたが、近年では、中高年を含む幅広い年代に見られるようになりました。ひきこもりの問題は、社会や他者との関わりに疲れてしまうことなど、ふとしたきっかけで、誰にでも起こり得ることです。本人や家族などが孤立せず、希望するときに必要な支援につながることで、できる地域社会こそ、誰もが安心して暮らせる社会ではないでしょうか。

町の第3期地域福祉計画、第4期地域福祉活動計画で、ひきこもり相談窓口の明確化及び周知などその他取組計画がありますが、一人一人の困り事に対応し、安心できる居場所づくりや医療福祉の連携した相談支援などが求められていると思います。町のひきこもり状態にある人の現状はどのようなになっているのか、現状と対応についてお伺いいたします。

また、課題と今後の対策について伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

厚生労働省において様々な要因の結果として、就学や就労、交友などの社会的参加を避けて、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のことを、ひきこもりと定義しております。本町におけるひきこもりの現状ですが、令和3年度に町の地域福祉計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、近所にひきこもりになっている人がいると回答した人が10%ほどいる結果でした。年齢にかかわらずそうした方々の実態把握については、町や社会福祉協議会、民生児童委員協議会、障害者の総合支援協議会、県などの自立支援機関が連携してプラットフォーム

ームを設置し、対象者の状況把握などに努めているところですが、デリケートな部分もあり、踏み込んだ実態把握が難しいところです。今後もこうしたネットワークの下で地道にできる範囲の把握に努めてまいりたいと存じます。

またひきこもりの方が社会との関わりを持てる機会確保としては、平成29年6月より毎月第4火曜日の午後2時から4時まで、美郷町社会福祉協議会が運営している「まめだや」において、「若者の居場所びおら六郷」という名称で事業が実施されております。これは不登校やひきこもりの方、そのご家族を対象に居場所を提供する取組で「NPO法人KOU（こう）」と「NPO法人まるとびおら」が共催で実施してきており、町民のみならず、他市町村の方も利用されております。町としてはひきこもりの方が社会との関わりを持つきっかけづくりを行うこうした団体に対し、今後も積極的な情報提供などの支援をしてまいりたいと存じます。

また、ひきこもりに関する相談窓口についてですが、町広報において、平成29年度から年1回、県ひきこもり相談支援センターの紹介をするなど、その周知に努めてきておりますが、引き続き、相談窓口の紹介回数を増やすなどし、周知に努めることで、ひきこもりの解消に資してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり） 泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 町長もおっしゃったように、デリケートな問題であるということで、なかなか実態把握が難しいということは、どこの自治体でもそのような問題点を抱えているっていうことなようであります。

ひきこもりになる要因はそれぞれ様々ありますけれども、そのような状態になったときに、そのご本人や家族にとって周囲の理解がとても大切だと思います。孤立化しないっていうことで。それで神奈川県の大和市では、地域全体で、市全体で、そういう人たちを支えるといいますか、理解して共に歩んでいけるような、そういう地域社会づくりをしたいということで条例を制定して、そして引きこもっている人を「こもりびと」という名前にして、こもりびとということ、何か、全体、地域でも見守っていく、そういう体制を構築していく、そして将来にわたって、そういう人たちが安心して生活できるような支援体制を重層的につくっていくということのようであります。

今、大変なコロナ禍の下、貧困と格差が広がって、本当に生きづらい社会になっていると思います。誰でもこのような状況に陥る可能性があるわけですので、ぜひ、こうした大和市のような全体で地域の人も見守っていくというような体制づくり、そういうのをぜひ町としても研究して行って

いただきたいなど。そのために講演会を開いたりして、地域の人たちに啓蒙していくといえますか、ひきこもりの状態っていうのはこういう状態なんだよっていうような、そういう分かってもらいうような取組もしているということでしたので、そういうことが私はこれから本当に大切になるのではないかと思いますので、そういう点について、町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、ひきこもりの要因が様々にあるのと同じように、ひきこもりに対する対応の仕方、アプローチの仕方もあるんだろうと思います。美郷町としては先ほど答弁いたしましたアプローチの仕方、ひきこもりの方々に対しての対応をしてきております。先ほど紹介されました神奈川県のある市の事例につきましては、情報として受け止めさせてもらい、美郷町の実態を踏まえて、何がふさわしいのか、あるいはどうあるべきかということをよく考えて、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、10番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇長谷川 幸子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、14番、長谷川幸子君の一般質問を許可いたします。長谷川幸子君、登壇願います。

（14番 長谷川幸子君 登壇）

○14番（長谷川幸子君） 通告に従い一般質問いたします。

障がい者の移動や暮らしの利便性の向上について、障がい者の移動や暮らしの利便性向上のための障害者手帳アプリ「ミライロID」について伺います。

障害者手帳は、医療費や公共交通機関等の負担軽減の支援が受けられますが、障がい者の方が公共交通機関や施設などで利用料の割引やサービスを受ける際には、その都度、障害者手帳の提示が必要となっています。そのことで、個人情報や障がい名を見られることに抵抗があるとの声や、障害者手帳を日常的に持ち歩くことによって、破れたり、紛失するリスクがあるほか、利用するたびに事業者へ手帳を提示すること自体が心理的な負担になっているという声も聞かれます。

令和2年6月には、内閣官房より関係省庁に対し障害者の本人確認等の簡素化の要請等について依頼がなされ、その中で、利用のたびに障害者手帳の提示を求めない事例として、スマートフォン

アプリ「ミライロID」が紹介されています。スマートフォンに障害者手帳を登録し、登録画面を表示することにより、本人確認として利用できる無料のアプリです。従来の紙の障害者手帳を所持することで受けられた割引サービスに加えて、飲食店やレジャー施設などでお得に使える電子クーポンの提供や障害者割引が適用された金額でオンラインチケットを購入することもできます。令和5年12月現在、3,892の事業者で使用が可能となっています。

また、障害種別に応じて、生活に役立つ情報やお得な情報がスマートフォンに配信されたり、外出時の不安軽減に向けて、施設や店舗のバリアフリー情報も掲載されているので、出かけるときの様々な場面でとても便利になり、外出しやすい環境をつくることができます。

障害者手帳と同等の扱いをする自治体も増えてきており、現在、276の自治体で導入されています。障害者手帳アプリミライロIDは、障がい者の身体的及び心理的負担の軽減につながるとともに、生活の利便性の向上や、外出機会の増加、余暇活動の充実など、社会参加の促進につながるものだと期待されます。

以上の観点から、1、本町の障害者手帳の交付状況について。2、障害者手帳の提示により障害者割引を受けられる本町の公共施設にはどのようなものがあるか。3、障害者手帳アプリミライロIDの導入について、ご見解を伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、障害者手帳についてですが、障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称で、制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なりますが、いずれの手帳をお持ちの場合でも、障害者総合支援法の対象となります。

本町の障害者手帳の交付状況ですが、本年4月1日現在で、身体の機能に一定以上の障害があると認められる方に交付される身体障害者手帳の交付者数は1,070人、児童相談所等において知的障害があると判定された方に交付される療育手帳の所有者数は183人、精神障害者保健福祉手帳は一定程度の精神障害があることを認定するもので、所有者は162人です。

次に、町の施設での割引についてですが、障害者手帳の提示による割引を実施している施設はありません。このたび、近隣市に聞き取りしたところ、割引内容は様々でしたが、一部施設で実施していることを確認いたしました。

障害者割引は、一般的に心身に障がいのある方の経済的負担を軽減し、暮らしを支え、社会参画を支援することなどを目的としていると認識いたしますので、町の施設においても、割引制度が必

要な施設及び内容などを整理し、必要な施設について来年度から実施していくよう検討してまいります。

なお、過去に行った学友館特別展においては、障害者手帳等の提示により、障がい者の方の入館料を免除したことがあります。

また、ご質問のミライロIDの導入につきましては、スマートフォンをお持ちの方ご本人が登録を行うこととなります。来年度からの障害者割引の実施が決まれば、ミライロIDの周知に努めていくとともに、実施を見込む施設においては、アプリを提示することで障害者手帳と同等のサービスが受けられるよう体制を整えてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）長谷川幸子君の再質問を許可いたします。

○14番（長谷川幸子君） 前向きなご答弁ありがとうございます。

実際に、ミライロIDをスマートフォンにつける場合にですね、スマートフォンの操作やアプリの登録など苦手な方への対応として、町の窓口で、このサポートできる体制も必要ではないでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

今現在、マイナカードの導入についても、私ども窓口で相談業務に対応しておりますので、ミライロIDについても、どこまで対応できるかは今後の検討となりますが、何らかの形でのサポートについては意識してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）それでは、次の質問に移ってください。

○14番（長谷川幸子君） 不登校児を持つ親への支援についてお伺いします。

全国の小中学校で、不登校児が過去最多を更新する中、その子供たちを支える親を支援していく必要性も高まっています。

不登校を経験した子供を持つ保護者に対し、NPO法人「登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク」が、令和4年10月から11月にアンケートを行いました。

アンケートでは「不登校の原因が自分にあるかもと自分を責めた」親が66.7%、「孤独感、孤立感」を抱いた親が53.1%に上りました。

必要な支援としては、「学校以外で安定できる居場所・人とつながれる」「学校の柔軟な対応」「経済的な支援」などが挙げられました。

また、不登校児の親が「助けになった」と感じた相談先としては、学校や行政の窓口よりも、不登校児の親の相互交流の場である「親の会」やフリースクールを挙げる回答が多かった。

一方、子供の不登校をきっかけに家計の「支出が増えた」が全体の約9割を占め、その原因としては、複数回答で68.1%が「フリースクールなどの会費」のほか、「通院カウンセリング費」も35.5%に上りました。

子供が不登校になったことから「パートの時間が減った」「休職、転職した」など、働き方の変化を余儀なくされ、収入が減少した世帯は、全体の3割に上っています。

不登校の親の話を聞くと「真っ暗なトンネルに入ったようだ」と語る人もいて、精神、経済の両面で大きな負担がのしかかっている実態が浮き彫りとなっています。

不登校児の親への支援として、独自に助成を行う自治体もあります。

滋賀県草津市では、市が認定したフリースクールを利用する不登校児の保護者に対し、令和3年9月から補助金を支給しています。利用料の上限を月4万円として、2分の1を補助、生活保護世帯や就学補助の受給者については補助率を上乗せし、最大全額を助成しています。

親が経済的、精神的に追い込まれると、家庭の雰囲気が悪くなり、子供自身が責任を感じてしまいます。子供たちが安心して過ごせるよう、親への支援充実は喫緊の課題ではないでしょうか。

以上の観点から、1、本町の小中学校の不登校児の人数と現状。2、本町の「親の会」「保護者の会」の設置状況はどのようになっているか。3、親への支援、フリースクールなどでの学習機会への助成について、ご見解を伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 栗林 守君 登壇）

○教育長（栗林 守君） ただいまのご質問にお答えします。

1点目の本町小・中学校の不登校の現状ですが、年間30日以上の不登校の児童・生徒数は、小・中学校合わせて近年30名を超え、全国的な状況と同じく増える傾向にありますし、割合としましても、全国の平均と同じ程度となっております。このように不登校児童・生徒が増加してきた要因としましては、発達に課題のある子供の増加に加えて、コロナ禍の影響による登校意欲の低下や保護者の登校に対する意識の変化などが考えられております。

不登校児童・生徒への対応としましては、各校で、教育相談活動の充実・強化を図り、日常的かつ計画的に、児童・生徒理解に努めております。定期的な教育相談のほかに、学級担任以外の教職

員と面談ができる機会を設けるなど、児童・生徒が校内外で相談できる相手を広げるよう工夫しております。また、不登校、問題行動等の未然防止や改善に向けた専門機関との連携活用を行っております。

今年度は県の生徒指導総合支援事業を活用し、小・中学校ではスクールカウンセラーや広域カウンセラーによるカウンセリングを11月末現在で94回実施しております。カウンセリングの形態としては、児童・生徒本人だけでなく親子で実施したり、保護者と実施したりしながら、児童・生徒、保護者に寄り添いながらカウンセリングを進めております。このほかにも、学校だけでは解決が難しい問題に対応するため、福祉関係など様々な関係機関との連携を促進するスクールソーシャルワーカーが南教育事務所に配置されており、教育相談体制の充実が図られております。

教育相談以外の対応としましては、なかなか外に出られなかったり、登校しても教室には行けなかったりする不登校児童・生徒に定期的な家庭訪問や別室での面談を行い、必要な情報提供や助言を随時行っております。中には学校と町の福祉保健課が連携して、児童・生徒や保護者への支援を分担しながら対応しているケースもあります。

また、ICTを通じた支援として、中学校ではタブレット端末を活用して授業が視聴できる体制を整えております。中学校では昨年度からオンライン環境が整備され、家庭と学校でのオンライン授業も可能となったため、学習機会の確保や健康状況や気持ちの変化の把握等に努めております。小学校でも、不登校児童への対応としまして、児童数減少により余剰となったタブレット端末10台をオンラインで使用できる環境を整えております。来年度は、町内全ての小中学校において、オンラインでの活用ができるよう検討してまいります。

2点目の親の会等の設置状況ですが、不登校児童・生徒が学校以外で安心できる居場所・人とながれる場所としての教育支援センターやフリースクール等は県内には57か所あり、不登校児童・生徒に対して学習支援や教育相談、カウンセリング等を行っております。本町の不登校児童・生徒が利用している施設は3か所あり、美郷町並びに大仙市教育委員会が財政措置し、運営している「適応指導教室 フレッシュ広場」、県教委が運営している「スペース・イオよこて」、NPO法人が運営している大仙市の「びおら」で、本町の不登校児童・生徒の25%が利用しております。施設に問い合わせたところ、親の会等は近隣の3施設とも設置していないとの回答がありました。

3点目の助成等についてですが、本町児童・生徒が利用している3施設とも、会費及び利用料等は全て無料となっております。

このようなことから、不登校児童・生徒の保護者に対する助成については、現時点では考えておりません。小・中学校では、今後も、不登校未然防止のための取組や初期対応の充実、不登校児

童・生徒への丁寧な指導、支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）長谷川幸子君の再質問を許可いたします。

○14番（長谷川幸子君） 不登校の児童に対する本当に手厚い支援に、本当に感謝したいと思います。

あと、町としてというか、フリースクールとか、そちらのほうの保護者会でなく、町としての親の会というのは、設置というか、そういうものができる環境というか、そういうのにはないのでしょうか。町内の親御さんで親の会をつくるということはできないもののでしょうか。今は美郷町にはないようですけども、そのことを伺いたと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いいたします。

○教育長（栗林 守君） 現在のところ町としても親の会等々の組織はないところであります。今後、他の市町村等の動向なども参考にしながら検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、14番、長谷川幸子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日12月14日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時30分)